

企業の社会的責任（CSR）と産業福祉の関係における課題と展望
— 定年後高齢者の居場所確保の問題における社会福祉士の役割を焦点にして —

徳島文理大学 氏名 佐々木 隆夫（会員番号 5087）

キーワード：企業の社会的責任（CSR）、産業福祉、定年後高齢者

1. 研究目的

2006年に施行された改正高年齢者雇用安定法によると、2013年4月より定年が満65歳になることが定められ、介護保険制度でいう第1号被保険者となる年齢までの雇用が制度として可能になった。もちろん企業や団体によってはそれ以上の年齢までの雇用もある。

65歳定年を迎えた直後を考えた場合、多くの者は要介護状態になるほど、身体に影響はないと考えられる。当該領域の高齢者（以下、定年後高齢者）は、雇用が失われたことにより、再雇用までの間は、自宅以外の居場所がなくなることが考えられる他、介護サービスを使うことができないといったように、定年後高齢者と社会との関わりが希薄になり得る。いわゆる「閉じこもり高齢者」予備群と指摘できよう。

一方、企業の社会的責任（CSR）を考えてみると、1つには企業による地域貢献という内容があることや、雇用労働者における豊かな生活を保持することも包含される。

そこで、産業福祉の概念を考えてみると、雇用労働者に対する福利厚生が多く存在するが、雇用労働者に対してだけではなく、企業年金の設定や保養施設の継続利用のように、定年後高齢者に対しての暮らしに対するフォローを行っていることも指摘できる。つまりCSRと産業福祉は、緊密に連携している関係である。

このような観点を踏まえ、研究の目的は、前述した高齢者の居場所確保の問題を、CSRと産業福祉の関係から考えたとき、CSRと産業福祉を展開し得る企業として、新たな役割が創出できるのではないかと考え、それらの展開の際に、どのような展開があり得るのかを方法論として示すことである。その際、定年後だけに企業の役割に焦点をあてるのではなく、定年前の段階から企業がどのような役割を担うのかについて検討したい。

2. 研究の視点および方法

本研究においては、65歳定年制が間近に迫った現状で、定年後高齢者における居場所確保の問題をCSRおよび産業福祉の観点から論じることであるが、それらを関連させ、課題を解決していく中で、キーパーソンとなり得る人的役割の存在がある。その役割には社会福祉士が妥当と考えている。居場所確保に関する相談援助者として社会福祉士が活用できないかということ、文献や理論をもとにして、研究していく。そのため本研究は、いわゆる基礎研究としての研究発表であることを付記する。

また、基礎研究の概念を記すと、1:定年後高齢者の居場所確保の必要性を検証する領域、2:居場所確保のために誰が対応できるのかを示す領域、3:居場所確保のための人材が、どこで対応できるのかの領域のように、3段階に分割している。本研究は3番目の領域における継続研究としての位置づけである。

本研究の前段階は、社会福祉士は地域において定年後高齢者の相談援助に対応可能な職種である。したがって、研究の目的に立ち戻ることにもなるが、定年前の企業内において社会福祉士がどのように活用されることになるのかを研究の視点としたい。

3. 倫理的配慮

本研究は、文献や理論を基にした研究を進め、発表することから、日本社会福祉学会の研究倫理指針における「引用」項目に準じて行う。したがって、先行研究における研究者および発表に関する既出刊行物、発表場所の明示を行う。なお、本研究の一部に歴史的事象を含んでいる。そのため歴史的領域に関してのみ、引用した文献から個人名、企業名を文献の通りに記載する。あわせて、現代的事象を扱う場合に関しては、引用する場合を除き、伏せ字、無関係なイニシャル等を用い、対象が特定されないように配慮する。

4. 研究結果

雇用労働者を対象としている産業福祉領域においては、企業は最低限の所得保障として企業年金等を支払うことや保養所の継続利用もあるが、基本的には雇用労働者が定年を迎えた後の居場所には、必ずしも言及しない。

社会福祉士の役割には、相談援助という概念が含まれるが、援助を必要とする者が何らかの社会的弱者になったときに相談援助が展開されている。これを産業福祉領域で対応し、定年後の居場所相談を受けることは、企業における背信行為となり得る場合がある。つまり、定年後の居場所確保として別会社への再就職相談が、職務専念違反となるためである。

5. 考察

定年後の居場所確保の問題に関しては、定年になってから地域の機関やその他の社会資源に全てを委ねるといふ現在の構図では、いわゆる「会社人間」であるほど、新たな暮らしに対応しづらくなると考えられる。

産業福祉もしくはCSRとして保養所を定年後高齢者に継続利用してもらうことがあるといっても、それは一時的な居場所の確保であり日常ではない。したがって、企業に雇用されている時から、居場所の確保について検討や対応が必要になろう。

研究の範囲で社会福祉士の新たな役割を展望として示せば、CSRおよび産業福祉の1つとして、定年前から居場所確保に関して相談援助を実行することができると思うが、再就職の斡旋等で企業への背信行為と捉えられる状況を如何に打破するかが今後の課題である。